

岩手県告示第303号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和8年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和8年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	繫字萩内沢、舘市、湯ノ舘、清水端及び塗沢
宮古市	田代第5地割、第7地割、第8地割、第13地割から第17地割まで、田老字鈴子沢及び字日影、墓目第9地割、夏屋第4地割及び第6地割並びに江繋第1地割、第3地割及び第4地割
北上市	口内町中野及び森
遠野市	附馬牛町東禅寺4地割並びに上附馬牛17地割及び18地割
釜石市	新町、橋野町第23地割及び第24地割並びに唐丹町字桜峠及び片岸
奥州市	江刺梁川字小林
滝沢市	湯舟沢及び大石渡
金ケ崎町	西根
大槌町	金沢第3地割から第6地割まで及び大槌第10地割
山田町	豊間根第13地割から第17地割まで

2 調査期間 令和8年4月7日から令和9年3月31日まで